

第1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容		掲示物の許可	
根拠法令及び条項		地方自治法第238条の4第7項、那覇市公有財産規則第31条、那覇市庁舎管理規則第8条及び第9条	
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】 (※審査基準を公表する場合のみ記載すること。) 地方自治法238条の4第7項 別紙のとおり 那覇市公有財産規則第31条 別紙のとおり 那覇市庁舎管理規則第8条、第9条 別紙のとおり		
審査基準 設定年月日	年 月 日	審査基準 最終変更年月日	年 月 日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間(申請があった日の翌日から起算して14日以内) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	平成26年 12月 25日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	総務部 管財課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

【別紙】

地方自治法238条の4第7項

(行政財産の管理及び処分)

7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

公有財産規則第31条

(行政財産の目的外使用許可)

第31条 次の各号のいずれかに該当する場合は、法第238条の4第7項の規定により、その用途又は目的を妨げない限度において行政財産の使用を許可することができる。

- (1) 直接又は間接に市の便益となる事業又は事務の用に供する場合
- (2) 国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において公用、公共の用又は公益事業の用に供する場合
- (3) 災害その他の緊急事態の発生により応急施設として短期間使用させる場合
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が公益上必要と認める場合

2 前項の規定による使用の期間は、1年以内とする。ただし、電柱、水道管、ガスパ等の設置を許可するときは、3年を限度とすることができる。

那覇市庁舎管理規則第8条

(許可を必要とする行為)

第8条 庁舎において次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ庁舎管理者の許可を受けなければならない。

- (1) 市の機関以外のものが主催する集会又はこれに類する行為をすること。
- (2) 物品の販売、宣伝、勧誘又は寄附の募集その他これらに類する行為をすること。
- (3) 公用を目的とするもの以外の広告物等を掲示し、配布し、若しくは回覧し、又は公用を目的とするもの以外の看板、立札類を設置する行為をすること。
- (4) 仮設工作物の設置その他庁舎を一時的かつ特別に使用する行為をすること。
- (5) 旗、幕、プラカードその他これらに類するもの又は拡声機、宣伝車等を所持

し、若しくは持ち込もうとする行為をすること。

- 2 庁舎管理者は、前項の許可をする場合において必要な条件を付し、又は指示をすることができる。
- 3 庁舎管理者は、第1項の許可を受けた者が、その許可の内容又は前項の条件若しくは指示に違反したときは、許可を取り消し、その行為を中止させ、又は当該物件の撤去を命ずることができる。この場合において、物件の撤去を命ぜられた者が物件を撤去しないときは、庁舎管理者は、当該物件を撤去することができる。

(不許可とすべき事項)

第9条 次の各号に該当するときは、庁舎の使用を許可することができない。

- (1) 特定の団体の営利宣伝の目的に使用するとき。
- (2) 特定の宗教活動の用に使用するとき。
- (3) 特定の政治活動の営利宣伝の目的の用に使用するとき。
- (4) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1号の暴力的不法行為等をいう。)を行うおそれがある組織の利益となると認められるとき。
- (5) 第7条第1項に規定する禁止行為をするおそれがあるとき。